

三浦市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び三浦市景観条例（平成27年三浦市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出が必要な行為)

第2条 条例第8条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 木竹の伐採であって、次のいずれかに該当するもの

ア 伐採区域の面積が500平方メートル以上のもの

イ 木竹の高さが10メートル以上のもの

(2) 駐車場、資機材置場、ゴルフコース及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条第2項各号に掲げる工作物を建設する行為であって、当該行為を行う区域の面積が1,000平方メートル以上のもの（以下「駐車場等を建設する行為」という。）

(3) 1,000平方メートル以上の区域にわたって行う切土若しくは盛土又はそれらを伴う行為で、当該切土により生じる最大の高低差が2メートルを超え、又は盛土により生じる最大の高低差が1メートルを超えるもの（国、神奈川県若しくは三浦市が行うもの又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業その他のほ場整備に係るものを除く。以下「切土盛土を行う行為」という。）

(届出及び勧告等の適用除外)

第3条 条例第9条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次に該当する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築物の建築等」という。）

ア 高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。）が12メートルを超える建築物

イ 延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号本文に規定する延べ面積をいう。）が700平方メートルを超える建築物

ウ 計画戸数が12戸以上の住宅

(2) 次に該当する工作物（アからオまでに掲げるものにあつては、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するもの並びに建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件（平成23年国土交通省告示第

1002号)に定めるものを除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「工作物の建設等」という。)

ア 高さが6メートルを超える煙突(支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)

イ 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざおを除く。)

ウ 高さが4メートルを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

エ 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

オ 高さが2メートルを超える擁壁

カ 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)

キ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

ク メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

(3) 土地の面積が500平方メートル以上の開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)

(事前協議書の提出等)

第4条 条例第11条第1項ただし書又は条例第13条第2項ただし書に規定する規則で定める変更は、景観計画に規定する景観誘導指針又は景観形成基準に係る変更以外の変更とする。

2 条例第11条第2項に規定する規則で定める協議書は、事前協議書(第1号様式)とし、当該協議書には、別表に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める添付する図書(以下「別表の図書」という。)その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(協議報告書の提出)

第5条 条例第12条に規定する報告は、協議報告書(第2号様式)により行うものとし、当該報告書には、別表の図書その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。ただし、事前協議書に添付した図書と変更がないときは、添付を省略することができる。

(景観計画区域における行為の届出等)

第6条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(第3号様式)により行うものとする。

2 前項の届出に添付が必要なものとして条例第14条に規定する規則で定める図書は、別表の図書その他市長が必要と認める図書とする。

3 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書(第4号様式)により行うものとし、当該届出書には、別表の図書その他市長が必要と認める図書(当該変更に係るものに限る。)を添付しなければならない。

4 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(第5号様式)により行うものとし、当該通知書には、別表の図書その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、その必要がないと市長が認めるときは、別表の図書等の添付を省略することができる。

(完了の報告)

第7条 条例第16条に規定する報告は、完了報告書(第6号様式)により行うものとし、当該報告書には、行為完了後の状況が分かるカラー写真を添付しなければならない。

(中止の届出)

第8条 条例第17条に規定する届出は、中止届出書(第7号様式)により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第9条 条例第18条第1項に規定する届出は、承継届出書(第8号様式)により行うものとし、当該届出書には、行為を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

(みうら景観資産の認定の提案)

第10条 条例第20条に規定する提案は、みうら景観資産認定提案書(第9号様式)により行うものとし、当該提案書には、道路その他の公共の場所から撮影した当該景観のカラー写真を添付しなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案)

第11条 法第20条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による提案は、景観重要建造物・景観重要樹木指定提案書(第10号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の標識の設置)

第12条 法第21条第2項又は第30条第2項の規定により設置する標識には、

次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木である旨
 - (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
 - (3) 指定番号及び指定年月日
- (景観形成重点地区の趣意書)

第13条 条例第25条第2項に規定する趣意書には、景観形成重点地区の範囲を示す図面及び景観形成重点地区の提案に同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(三浦市景観審議会)

第14条 三浦市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 審議会の庶務は、景観行政主管課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(立入検査等身分証明書)

第15条 法第17条第8項又は第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第11号様式）とする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。